

(2009.11.17)

『図解 いちばんやさしい 会社の作り方』(2009年11月15日発行) 正誤表

以下の誤りがございました。訂正してお詫び申し上げます。

●P142 右の段・下から4行目。

(誤) …平成23年12月31日まで…

(正) …平成23年3月31日まで…

⇒ 142 ページにある

オンライン登記での登録免許税の減税措置ですが、
この特例期間は、平成23年12月31日までではなく、
平成23年3月31日までとなります。